

平成20年3月

第1回安町議会定例会会議録

平成20年3月11日(火) 午前10時

於：安町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 0名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課		産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1 号：安町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第 4 議案第 2 号：安町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号：安町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 号：安町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 号：安町母子医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 号：安町老人医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 号：安町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 8 号：安町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 9 号：平成 19 年度安町一般会計補正予算について（補正第 8 号）
- 日程第 12 議案第 10 号：平成 19 年度安町国民健康保険特別会計補正予算について
（補正第 2 号）
- 日程第 13 議案第 11 号：平成 19 年度安町老人保健特別会計補正予算について
（補正第 2 号）
- 日程第 14 議案第 12 号：平成 19 年度安町下水道事業特別会計補正予算について
（補正第 2 号）
- 日程第 15 議案第 13 号：平成 19 年度安町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予
算について（補正第 2 号）
- 日程第 16 議案第 14 号：平成 20 年度安町一般会計予算について
- 日程第 17 議案第 15 号：平成 20 年度安町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 16 号：平成 20 年度安町老人保健特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 17 号：平成 20 年度安町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第 20 議案第 18 号：平成 20 年度安町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 19 号：平成 20 年度安町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算に
ついて
- 日程第 22 議案第 20 号：平成 20 年度安町介護保険特別会計(介護サービス事業勘
定) 予算について
- 日程第 23 議案第 21 号：平成 20 年度安町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 22 号：平成 20 年度安町水道事業会計予算について
- 日程第 25 報告第 1 号：平成 20 年度安町土地開発公社予算の報告について
- 日程第 26 発議第 1 号：奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定し
た産科医療体制の充実を求める意見書

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） 皆さん、おはようございます。

早朝より御苦労様でございます。

只今の出席議員12名です。

定足数に達していますので、平成20年第1回安町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

平成20年第1回安町定例会を開会致しましたところ、議員皆様方におかれましては、何かと御繁忙のところ御出席賜りましてありがとうございます。

また平素は、町行政に格別の御支援、御協力を賜ってまことに深く感謝申し上げます。

本日平成20年度一般会計予算案を初め、各特別会計予算案、その他多くの案件を上程し、議会の御審議をお願いするに当たりまして、新年度における重点施策を中心に初心の一端を申し述べ、議員皆様を初め、町民各位の御理解と御協力をいただきたいと存じておるところでございます。

御承知のとおり、地方公共団体の行財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、国においては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006及び経済財政改革の基本方針2007等を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進められておるところでございます。地方公共団体においては、地方分権の時代に相応し、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出に厳しい見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど効率的で持続可能な財政への転換を求められているところであります。これにより地方への一般歳出は65兆7,000億円程度で前年度より400億円程度の減と縮減されており、そのうち地方交付税においては、総

額 15 兆 4,000 億円で昨年度より 2,000 億円の増であります。

このような情勢の中で、新年度の本町の財政では、歳入にあっては、町税において昨年度より行われました税源移譲により町民税が増税となっておりますが、所得変動に係る経過措置により、449 万 2 千円の減収見込みで、7 億 8,253 万 6 千円で、対前年度比 0.6%の減となっております。

また地方交付税においては、12 億 1,000 万円で、前年度より 7,600 万円の増で、対前年度対比 6.7%増。主な理由は「地方と都市の共生」の考えの下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出として「地方再生対策費」が創設され、交付税に反映されたもので、当町の見込額は 2,100 万円程度となっております。一般財源歳入は増となっているものの、国・県補助負担金等についての歳入増は見込めず、歳入全体での増収は期待できない状況にあり、財源確保については、誠に厳しい状態であります。

次に歳出についてであります。経常経費においては、極力抑制に努めながらも住民サービスの低下にならないよう精査し、臨時的経費については、優先順位を考え年次計画をもって予算計上致したところであります。

また、公債費については、6 億 2,005 万 8 千円となり、昨年度より 0.2%の減で、新年度当初予算の 22.6%を占めており、実に厳しい財政環境の下での予算編成となったところであります。このため、財政健全化計画に基づき、全ての事務事業について徹底した見直しを行い、事業の廃止、縮減をも視野に入れた厳しい選別、節減、合理化に努めたところであります。

大幅な財源不足に対して、地方交付税の総額を確保するため臨時財政対策債を 1 億 4,000 万円計上するとともに、財政調整基金等の取り崩しを行うことで収支の均衡を図り、予算額の確保に努めたところがございます。

以上、上程致しました平成 20 年度の一般会計予算の規模は、27 億 4,100 万円で前年度予算に対しまして 0.1%の減で 7 年連続のマイナス予算であります。

なお、後ほど審議いただきます平成 19 年度の補正予算の額を合わせた補正後の現計予算額は 28 億 1,255 万 8 千円で、これと対比致しますと 2.5%の減となります。

また、一般会計、特別会計を合計致しますと 45 億 8,549 万円で、前年度当初予算総額より 5 億 7,724 万円の減で、率に致しまして 11.2%の減となっております。

次に新年度予算の主要施策を御説明申し上げます。

一番目には、変化する時代への対応でございます。

電子自治体への対応として、国が掲げる地域情報化推進事業である「IT 新改革戦略」は、行政事務の効率化等行政サービスの向上を図ることを目的として 2010 年までに次世代情報社会の実現に向けた施策を推進することとされております。これを受け、奈良県においても県と市町村を高速大容量の情報通信基盤で結ぶ「大

和路情報ハイウェイ」が構築され、現在このネットワークを活用して、申請・届出・講座申込・施設利用予約等のシステムである奈良県市町村共同運営汎用受付を稼働しており、本町も活用しているところであります。

また、基幹システムである、住民情報システム・健康管理システム・介護保険システム・財務会計システム等がより一層充実し、効率的な事務処理が行えるよう必要な経費を計上致したところでございます。

次に平成16年7月より一般住民も使用することができることとなった「自動対外式除細動器」、いわゆる「AED」についてであります。突然、心臓や呼吸が止まる場合などに救命措置を行うことで、一命を取り留めることができた事例も多数あり、万一の事態に備え、本町の公共施設9箇所に設置致したく、必要な購入経費を計上致しております。

第二に保健福祉医療施設の充実であります。

まず、社会福祉についてであります。障害者自立支援法及び安町障害福祉計画に基づき実施致しております自立支援給付や、地域生活支援事業などのより一層の充実を図り、障害者が地域で安心して暮らせる町の構築を目指しているところでございます。そして、今以上の充実を図るため、平成21年から23年までの3箇年を見直す障害福祉計画を策定するため所要額を計上致しました。

また、本年4月から新たな医療制度として、75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」が施行され、これの円滑な運営を図るため運営基盤である「奈良県後期高齢者広域連合会」に必要な経費を計上するとともに、新たに「後期高齢者医療特別会計」を創設し、円滑な運営と定着を図るため、所要額を計上致したところでございます。

次に、老人福祉についてであります。安町老人保健福祉事業計画及び介護保険事業計画に基づき、福祉保健センターに設置致しております地域包括支援センターを中核に、介護サービスや介護予防、総合相談事業等の地域支援事業の充実を図り、「みんなが生涯健やかに生活し安堵するまち」の実現を目指しているところであります。また老人保健福祉事業計画及び介護保険事業計画についても、今後の3箇年を見直す老人保健福祉計画を策定するための所要経費を計上致したところでございます。

次に児童福祉についてであります。子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るための児童手当給付事業や、保育園の遊具等の整備に係る所要額を計上し、また急速に進行する少子化の次世代育成の支援行動を実施し、子どもが健やかに生まれ育つまちづくりを目指します。

介護保険についてであります。社会の高齢化が急速に進行している背景と、制度が定着したことにより、利用者が大幅に増加しておりますが、在宅サービスの一層の充実を図り、安定した介護サービスを受けられるよう努めてまいります。

第三に保健衛生の充実であります。「生涯健やかに生活し、安堵するまちづく

り」を推進致しておりますが、そのうちの健康づくり事業であります健康相談、機能訓練、がん検診等を実施しております老人保健事業が、本年4月から健康増進法に基づき「健康増進事業」として引き続き行ってまいります。また、母子保健事業において妊婦の一般健康診査については、より一層の充実を図るため公費助成を現行の1回から3回に増やし、母子の健康を支援し、「子どもが健やかに生まれ育つまちづくり」を目指し推進致します。

第四に教育の充実であります。

私はかねてより「町づくりは人づくりである」との信念の基に教育施策の充実を図ってまいりました。

近年、児童生徒の学力低下が問題視されており、保護者の関心も高いため、学力の実態について客観的に把握し、その分析及び評価を行い、学校における指導方法の工夫・改善に役立てるため実施致しております「児童生徒の総合学力調査」を本年度も引き続き行ってまいります。

次に児童生徒の安全についてであります。来訪者のチェックや、厳格化や、不審者に対する迅速、的確な対応、通学時の引率や巡回活動として下校時の公用車による青色回転灯の防犯パトロール等、今後も安全を確保するためにできる限りの取り組みを行ってまいり所存でございます。

また、道徳教育、人権教育などについても、体験活動や地域の人材を活かした教育活動など実践し、心豊かに生きる子どもたちの育成、そして人権意識を高め、人権を育む活動等、今後も諸事業を展開してまいります。

次に、児童生徒自立支援事業であります。

いじめ、不登校、問題行動など、生徒指導上の課題として大きな社会問題となっておりますが、本町におきましては専門的な知識を有し、経験豊かなスクールカウンセラー、学校支援スタッフ等を配置し、その解決や未然防止を図っているところであります。

五番目には、生活環境基盤の整備についてであります。

まず下水道事業につきましては精力的に整備を進めており、公共下水道の供用も随時開始されております。公共下水道事業は2月末におきましては、工事完了率は約71%でございます。今後も普及促進のために鋭意努めてまいります。

また、地域の住民生活とも深い関わりをもつ道路整備についても、改修工事及び維持補修に係る所要の経費を計上致しております。

次に昨年工事を終えた中央公園を含めた体育施設についても、住民の心身の育成及びスポーツ普及振興を図るため、運営、管理に要する所要額を計上致しております。

六番目には、防災対策・環境対策・人権同和対策であります。

まず防災対策であります。今世紀の発生が懸念されております大規模地震や、台風による大規模な災害に備え、防災用品を備蓄するための所要の経費を計上し、

防災の充実に努めてまいります。なお、国、県においても大規模災害に備え、奈良県防災訓練・大和川水防合同演習が本年度予定されているところでございます。

次に環境対策であります。昨年度よりし尿処理において陸上施設での処理委託に変更致しておりますが、引き続き必要な経費を計上致しております。

また、環境美化センターにおいては、設備の万全を期するための所要額を計上するとともに、ダイオキシン対策として現在設置致しております「ダイオキシン類除去装置」が老朽化により膨大な修理費及び維持費が掛かるため、今以上の効果を求め、新たな除去装置を設置すべく必要な経費を計上し、より良い環境づくりを目指すのでございます。

次に不法投棄物処理や一般家庭の粗大ごみ処理対策として、引き続き所要額を計上するとともに、親切美化運動推進事業での花いっぱい運動の展開及びクリーンアップ奈良キャンペーンなどの町内美化環境保全運動に対応することとしております。

次に公営住宅・改良住宅の維持管理及び地域改善対策について必要な整備に係る所要の経費を計上致したところであります。

次に特別会計でございますが、国民健康保険特別会計に 7 億 9,200 万円、老人保健特別会計に 8,500 万円、住宅新築資金等貸付事業特別会計に 393 万円、下水道事業特別会計に 4 億 3,800 万円、介護保険特別会計保険事業勘定分に 4 億 4,200 万円、同じく介護保険特別会計介護サービス事業勘定分に 956 万円、本年度より創設致しました後期高齢者医療特別会計に 7,400 万円をそれぞれ計上致しております。

御承知のとおり、特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと存じます。

今議会には、平成 19 年度補正予算案 5 件、人事案件 1 件、条例の制定及び一部改正案 7 件、当初予算案件 9 件、報告案件 1 件の計 23 案件を提案致しております。厳しい財政状況で、かつ変化の激しい社会にあつて、今後とも町民皆さんが安心して暮らせるよう創意工夫してまいる所存にございますので、議員皆様方におかれましても、よろしく御審議いただきまして、御可決、御承認賜りますようお願い致します。

なお、細部につきましては、その都度各担当課より説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い致しまして、開会にあたりましての提案説明とさせていただきます。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
12番、溝本 隆 議員と、1番、安井 修 議員を指名致します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期決定について」を議題と致します。
お諮りします。
本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より21日までの11
日間と内定していただいておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
本定例会の会期は本日から21日までの11日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 議案第1号：「安町固定資産評価審査委員会委員の選
任につき同意を求めることについて」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは議案第1号、安町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて御説明致します。
固定資産評価審査委員3名のうち今回、嶋田賢造委員さんでございます。
この方につきましては、本年3月29日で3年の任期満了を迎えられます。この方、

税理士をされており、固定資産にも精通されておられます。引き続き委員として選任致したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。それでは、議案書を朗読致します。

議案第 1 号 安町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。

平成 20 年 3 月 11 日提出

安町長 島田悠紀夫

記

住所 生駒郡安町大字西安堵 500 番地の 47

氏名 嶋田賢造 昭和 6 年 5 月 4 日生まれでございます。

以上でございます。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 1 号は同意することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 4 議案第 2 号：「安町後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町後期高齢者医療に関する条例制定について御説明させていただきます。

この条例制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）並びにこれらの法令を実施するための法律施行令基準に準じまして、平成 19 年 11 月 26 日月曜日、運営主体である奈良県後期高齢者医療広域連合の議会にて、奈良県後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 30 号）が制定されました。この新たな後期高齢者医療制度が、平成 20 年 4 月 1 日より施行されることに伴いまして、法に従い県下の市町村が運営協力するための根拠条例を制定し、安町におきましても、安町が行う事務、保険料を徴収する対象者に係る普通徴収の納期、督促手数料及び延滞金、加えて平成 20 年度における被扶養者に係る保険料徴収の凍結による特例等を明記した条例案を制定するものがあります。

先般、文教厚生委員会にも御説明させていただいており、本議会に提案し、御承認、御可決をお願いするものであります。お手元の議案書を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第 2 号 安町後期高齢者医療に関する条例の制定について

安町後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 3 月 11 日提出

安町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

安町後期高齢者医療に関する条例

目次

第 1 章 安町が行う後期高齢者医療の事務

第 2 章 保険料

第 3 章 罰則

附則

第 1 章 安町が行う後期高齢者医療の事務

（安町が行う後期高齢者医療の事務）

第 1 条 安町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年奈良県後期高齢者医療広域連合条例第 30 号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるものの

ほか、この条例の定めるところによる。

(安町において行う事務)

第2条 安町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する奈良県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

次ページお開きください。

- (5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する奈良県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第20条本文の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

第2章 保険料

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 安町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 安町に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際安町に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際安町に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際安町に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。次のページをお開きください。3ページ。

- (1) 第1期 7月1日から同月31日まで

- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで
- (6) 第6期 12月1日から同月25日まで
- (7) 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、安町長が別に定めることができる。この場合において、安町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分担金額に合算するものとする。

（保険料の督促手数料）

第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、50円とする。

（延滞金）

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りではない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第3章 罰則

第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第8条 安町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（安町が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第9条 前2条の過料の額は、情状により、この安町長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(延滞金の割合等の特例)

第2条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89条）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合0.1パーセント未満の端数があるときには、これを切り捨てる。）とする。

(平成20年度における被扶養者にあった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定する納期のうち第1期から第3期の間は徴収を行わず、第4期より徴収を開始するものとする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「安町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以降における安町長が別に定める時期とする」とする。

住民課長（吉岡 勉） 以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

2番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） はい、山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡ですが。

ちょっとお聞きしたいんですけどね。

この納付期間が7月の1日からと。ずーっとこう毎月分割するわけですね、2月まで。そうしますと、その3月から6月までの4箇月間、「払わなくてもいい」

と。これ何か理由あるわけですか。と言いますのは、毎月にすりゃ分割料金が低くなりますわね。だから、この、その3月から6月までの4箇月間は納付しなくてもいいということなんですわね。

これ、何か理由があって、この間は、払わなくていいわけですか。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） この納期につきましては、普通徴収。納付書が着いた日から、この納期によって納める納税者の保険料でございます。

議員さんが質問される4月1日から7月までの間については、特別徴収ということで、これにつきましては、広域連合の方が、納付者について年金額から天引き。仮徴収されるわけです。仮に徴収です。

ここに明記しているのは、安町で徴収する普通徴収の納期を明記しておるわけでございます。

それでよろしかったですか。

2番（山岡 敏） はい、わかりました。

議長（吉田宏至） 山岡議員、よろしいですか。

2番（山岡 敏） はい、結構です。

議長（吉田宏至） それでは、質疑を終結致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第5 議案第3号：「安町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町国民健康保険税条例の一部改正する条例。 .

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい。

4番（森田 瞳） 説明乞うわけですが、一部改正について。
長文でございますので。 .

議長（吉田宏至） はい。

4番（森田 瞳） 後に付けられている旧と新と、この方の説明のみで、説明を受けたらどうですか。

議長（吉田宏至） それでは、吉岡課長。省略していただいて、重点的な説明をやっていただければいいと思いますので、よろしくをお願いします。

住民課長（吉岡 勉） 今回の改正は、国の法律施行令準則に基づきまして改正する分と、当町税条例の10条の納期限でございます。これについて「6期」を「8期」。これは先ほど後期高齢者と同様に普通徴収で連動して整合性を図った改正によるものでございます。これもまた国保運営委員会で答申をいただいて、また文教厚生委員会にも説明して今回提案するものでございます。

それでは、只今森田議員の方から指摘がございました新旧対照表にて説明ということで、内容が多岐にわたっておりますので、新旧対照表で説明させていただきます。

現行左、改正案が右の方で書いております。

各条の改正するところマーキング、下線を引いております。

先にもって第3条の下線部分のところでございます。これは、普通徴収の根拠法の条番号がずれたための改正によるものでございます。

続きましての納期でございます。9条が徴収の方法と、左の方でございますが、右の方になりまして、9条が10条になりまして、その前に9条が追加されました。9条というのは徴収の方法でございまして、ここに書いている12条、16条、17条の規定によって、特別徴収の方法による場合を除くほか普通徴収ということで、普通徴収と特別徴収と仮徴収という条文が追加されました。それによりまして、10条がずれて、10条の方も先ほど「6期」から「8期」ということに改正させていただきます。

それから2項につきましては、これも項ずれでございます。

それから旧の10条が11条に条文ずれの番号が改正され、中の13条も根拠条例が21条に変わりました。それから後、12条からあと下の方につきましては、今回国の方から特別徴収、65歳以上74歳までの年金受給者から特別徴収ということで、年金から自動天引きという根拠法が12条。

13条も同様にその特別徴収の義務者の支払う年金保険者の指定の根拠。

それから14条につきましては、特別徴収の納付義務者の根拠。

それから15条につきましては、資格喪失とか非業がございまして、その方々の納入義務者の無効になった場合の根拠の通知を書いています。

16条につきましては、この期間、10月1日から翌年3月31日までの間で、特別徴収の対象者となった被保険者に係る根拠。

それから2項につきましては、6月1日、同じ9月30日までの間で、同じように特別徴収でいろんな事由がございまして、支払い回数分割が状況に応じてそれに特別徴収する根拠。

それから次いきまして5ページの17条につきましては、各号に期間で特別徴収になった者に係る保険者からの年金天引きをする根拠でございます。これも、1号、2号、3号がこの期間で特別徴収対象になった仮徴収する根拠でございます。

18条につきましては、普通徴収への繰り入れと。特別徴収から普通徴収になると。未納によって年金天引きができなくなった人からの普通徴収の納期への繰り入れ根拠。2号につきましては、特別徴収に係る未納、加納、誤納がある場合の取り扱いの根拠。

それから6ページの方でございます。

旧の11条が、19条に番号の改正。それと中の到来する納期については、普通徴収の方法ということで、普通徴収の特例を明記しております。

続きまして7ページ、12条が20条に条文の改正。これが中の15条も23条に根拠条番号の改正。

それから 13 条から 16 条が同様に 21 条から 24 条に条番号の改正。
続きまして、8 ページから以後の方です。
ずっと後の方につきましては、条番号の改正による改正でございます。
走りましたけど、普通徴収と特別徴収の根拠が今回、一部改正で条文を準則に
伴って改正したものでございます。
以上でございます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第 3 号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 6 議案第 4 号：「安町乳幼児医療費助成条例の一部改正
について」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町乳幼児医療費助成条例の一部改正する条例提案について
御説明させていただきます。
今回の改正は、昭和 57 年法律第 80 号老人保健法が、平成 20 年 4 月 1 日から

高齢者の医療の確保に関する法律に移行しますので、奈良県福祉医療費助成条例の一部改正、準則に順守して、当町の乳幼児医療費助成条例の一部を改正するもので、先般これも文教厚生委員会に説明し、今議会に提案し、御承認御可決をお願いするものでございます。お手元の資料の新旧対照表の方で説明させていただきます。

左と右で、現行と改正後という案でございます。

2条の条文中のア、イでございます。これが改正の内容につきましては、所得制限が今まで異なっていました。それを条文を児童福祉手当等の…。2条の2項第1号中のア及びイの条文中の現行の下線部分でございますが、老人保健法から根拠法が高確法。これ先ほど。高齢者の医療の確保に関する法律、縮めて高確法と言いますが。それに移行するため、所得制限で乳幼児を養育する者の加入保険によって所得制限が異なっていた条文を児童手当法の基準に準じて、被用者・公務員、それ以外の者と区別した改正であります。

それから、養育する者が後期高齢者医療保険者の場合、被用者と被用者でない者が混在しますので、そのため加入保険によって区分が適当でなくなったことで、今回改正されました。

それから同項3号条文中の下線部分ですが、施行令公布年、政令番号が削除されたという改正でございます。

以上が今回の改正内容でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第7 議案第5号：「安町母子医療費助成条例の一部改正について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町母子医療費助成条例の一部を改正する条例提案について御説明させていただきます。

今回の改正は先ほど同様の理由で、奈良県福祉医療費助成条例の一部改正準則に順守し、当町の母子医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

これも先般、文教厚生委員に説明させていただいております。今議会に提案し、御承認、御可決をお願いするものでございます。

それではお手元の新旧対照表で、現行と改正案の下線を引いている部分でござい
ます。

第2条条文中の現行下線部分が、根拠法が高確法に移行するため、助成要件で適用除外になったため、「老健法の規定により医療が行われる者」が、削除されました。助成を受けることができる者は、国保加入者又は社保被用者等であり、新たに後期高齢者医療保険者を追加しないことで対象から除外された改正によるものでございます。

以上でございます。

すいません。先ほど…。議案書を朗読させていただきます。

先、4号の議案書も朗読させていただきますが、よろしいですか。

議長（吉田宏至） はい、どうぞ。

住民課長（吉岡 勉） 承認いただきました議案書を読むのを忘れておりました。

議案第4号、安町乳幼児医療費助成条例の一部改正について

安町乳幼児医療費助成条例（昭和48年9月安村条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成20年3月11日提出

安町長 島田悠紀夫

安町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

安町乳幼児医療費助成条例（昭和 48 年 9 月安村条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

申し訳ございません。

それからただいまの議案第 5 号も朗読させていただきます。

安町母子医療費助成条例の一部改正について

安町母子医療費助成条例（昭和 53 年 10 月安村条例第 16 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 3 月 11 日提出

安町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

安町母子医療費助成条例の一部を改正する条例

安町母子医療費助成条例（昭和 53 年 10 月安村条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条第 1 項の規定により医療が行われる者」を削る。

附則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） それでは、議案第 5 号の本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第8 議案第6号：「安町老人医療費助成条例の一部改正について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町老人医療費助成条例の一部を改正する条例提案について御説明させていただきます。

これも先ほど同様の理由で、奈良県福祉医療費助成条例の一部改正する準則に順守し、当町の老人医療費助成条例の一部を改正するもので、これも文教厚生時委員会に説明させていただいておりまして、今議会に提案し、御承認、御可決をお願いするものであります。

それではお手元の資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

第2条第1項条文中、現行の下線部分が老人保健法から根拠法が高確法に移行するため、助成要件から適用対象外に改正され、削除されたことによる改正でございます。

助成を受けることができるものは、先ほどと同じ国保被保険者、社保被保険者等とあり、後期高齢者の保険者を追加しないための改正によるものでございます。

同条文の第3条第1項第1号条文中、現行の下線部分でございますが、老人保健法の適用を高確法の47条の規定に該当する後期高齢者医療に根拠法が改められて、高確法ということで、受給する額は控除する額と、条文化されたものによるものでございます。

それから同条第1項第3号の入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額が追加された改正によって、現行の3号が4号にずれたことによるものでございます。

それでは、お手元の議案書を朗読させていただきます。

議案第6号、安町老人医療費助成条例の一部改正について

安町老人医療費助成条例（昭和48年9月安村条例第12号）の一部を改正

する条例を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 3 月 11 日提出

安町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

安町老人医療費助成条例の一部を改正する条例

安町老人医療費助成条例（昭和 48 年 9 月安村条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中、「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条第 1 項第 2 号の規定により、医療が行われる者」を削り、「条例第 16 号」を「安村条例第 16 号」に改める。

第 3 条第 1 号中、「老人保健法の規定の適用」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 47 条に規定する後期高齢者医療」に、「同法第 28 条及び第 46 条の 8 の規定により負担することとなる一部負担金の額」を「同法に基づき負担することとなる額」に改め、同条第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

附則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 6 号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第9 議案第7号：「安町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例提案について。これも先ほど同様の理由で、高確法に移行しますので、奈良県福祉医療費助成条例の一部を改正する準則に順守して、当町の心身障害者医療費助成条例の一部を改正するもので、これも文教厚生委員に説明させていただき、今議会に提案するものでございます。

お手元の資料の新旧対照表にて説明させていただきます。

第2条第1項第1号条文中及び第3項の条文中の現行の下線部分が老人保健法から根拠法が高確法に移行するため、助成要件で後期高齢者医療被保険者が適用除外となったため、年齢制限65歳未満を撤廃する改正でございます。

次のページ、第3条第1項に新たに第2号、入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額を追加し、そのため現行2号、3号がずれたことによる改正でございます。

それでは、議案書に戻り、朗読させていただきます。

議案第7号、安町心身障害者医療費助成条例の一部改正について

安町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月安村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成20年3月11日提出

安町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

安町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

安町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月安村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中、「65歳未満」を削り、同条第3項中、「65歳未満」を削り、「初日から満65歳に達する日の属する月の末日まで」を「初日以降」に改める。

第3条第3号を4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

附則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の安町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の心身障害者医療費助成条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
以上でございます。
よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第10 議案第8号：「安町国民健康保険条例の一部改正について」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 安町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明させ

ていただきます。

今回の改正は、健康保険法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）それに伴い、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 324 号）が、平成 19 年 10 月 31 日に公布され、政令準則に順守して、平成 20 年 4 月 1 日施行のため、各保険法の規定により給付を受ける場合の根拠法が改められ、条文化され追加されたことの説明で代えさせていただきます。

それと、各保険法との整合性をもたすべく、現行 9 条の葬祭費「1 万円」を「3 万円」に改正する条例の一部改正するものであります。先般これも国保運営協議会に示し、答申を受け、また文教厚生委員にも説明させていただき、今議会に提案するものでございます。

それでは、お手元の資料の新旧対照表で説明させていただきます。
目次の 1 章及び 1 条の「この町」という下線部のところ、整合性を図る意味で「安町」ということに改正させていただきました。

それから 8 条の 2 項中の「又は例による場合を含む。」の後に「第 9 条次のページ。第 2 項において同じ。」ということで、根拠法が追加されました。これは、各保険法において給付する条文でございます。

それから次の 2 ページ目の 9 条でございますが、現行「1 万円」を「3 万円」と、これは各保険法の整合性を図る意味で 3 万円に改正させていただきました。

2 項につきましては、根拠法が明記されたということで、ここに高確法ということで明記させていただきました。

それから 10 条の「この町」、これは「安町」に替えて、「次に掲げる」、これは、各保険者、20 年 4 月から、各保険者に義務付けられた特定健康診査の根拠法を明記したものでございます。それによって現行の 1 から 5 号の明記している分を削除ということで整理させていただきました。

次のページの 3 ページでございますが。

13 条につきましては、名前の整備改正。15 条も同様でございます。

それから国民健康保険法（法律第 192 号。以下「法」という。）法ということで整備改正させていただきました。

あと、16 条、17 条も名称を安町ということで替えさせていただいたものでございます。以上が説明でございます。

それから議案書を朗読させていただきます。

議案第 8 号、安町国民健康保険条例の一部改正について

安町国民健康保険条例（昭和 34 年 7 月安村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 3 月 11 日提出

安町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

安町国民健康保険条例の一部を改正する条例

安町国民健康保険条例（昭和 34 年 7 月安村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次、第 1 章の章名及び第 1 条（見出しを含む。）中「この町」を「安町」に改める。

第 8 条第 2 項中「含む。」の次に「第 9 条第 2 項において同じ。」を加える。

第 9 条中「1 万円」を「3 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 10 条中「この町は」を「安町は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」に、「次に掲げる」を「必要な」に改め、同条各号を削る。

第 13 条中「この町」を「安町」に改める。

第 15 条中「この町」を「安町」に、「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 16 条及び第 17 条中「この町」を「安町」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

次のページを御覧ください。

2 この条例による改正後の安堵町国民健康保険条例第 9 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以降の死亡について適用し、同日前の死亡については、なお従前の例による。

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 山岡ですが。先ほど新旧対照で安町を安村とおっしゃいましたね。どちらが正しいんですか。

住民課長（吉岡 勉） すみません。安町でございます。

2番（山岡 敏） はい、わかりました。

議長（吉田宏至） 質疑を終結致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

.....

議長（吉田宏至） ここで一旦、休憩をとります。
ただ今、11時5分でございますので、11時10分から再開させていただきますので、その点お気をつけてよろしくお願い致します。

（休 憩）

午前11時05分
午前11時12分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続きまして再開致します。

議長（吉田宏至） 日程第11 議案第9号：「平成19年度安町一般会計補正予算
について（補正第8号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第9号、平成19年度安町一般会計補正予算（補正第8号）
について御説明致します。

今回の補正につきましては、総務費、民生費に係るそれぞれの補正で、合計 926
万8千円の増額補正でございます。これによります歳入歳出総額は、それぞれで
28億1,255万8千円となります。議案書の9ページをお願い致します。

まず補正内容としまして、まず歳出でございます。総務費であります。文書
広報費におきまして、町広報誌でございます。国・県等の関係機関からの掲載依
頼が多く、印刷費に不足が生じたので、22万1千円の補正。次に電子計算費
においてでございます。本年4月から先ほどから申し上げておりますとおり、本
年の4月から始まります後期高齢者医療制度に係ります電算システムの修正分と
しまして、205万8千円の補正。

次に民生費でございます。民生費におきましては、医療対策費また介護保険事
業費等でございますけれども、いずれも医療費の増によるもので、後ほど御審
議願います老人保健特別会計への繰出金 181万円、同じく介護保険特別会計へ
の繰出金 405万9千円の補正でございます。

次に同じ民生費でありますけれども、総合センター管理運営費についてで
ございます。日新湯の給湯ユニットの修理費と致しまして、112万円を補正する
ものでございます。

次に歳入でございます。

まず地方特例交付金におきまして、児童手当特例交付金で 48万1千円の追
加交付を受けました。次に特別交付金におきましては、19年度新設されたもの
でございますが、当初見込みより交付されず、339万7千円を減額補正するも
のでございます。

次に地方交付税におきましては、当初より思った以上多く交付されましたの
で、これによります増額分 2,965万9千円を増額補正致します。

次に民生費の国庫補助金につきましては、後期高齢者医療制度創設準備と致
しまして先ほどの歳出、電算システムの修正分の 205万8千円を受け入れるも
のでございます。

次に8ページをお願いします。

基金繰入金につきましては、先ほどの地方交付税等の増によりまして、取り崩しを抑えるべく、5,115万円を減額補正するものでございます。その他の一般財源分に繰越金として3,161万7千円を充てるものでございます。

前に戻っていただきまして、4ページをお願い致します。

4ページは、繰越明許費でございます。これも後でまた御審議願いますけれども、下水道事業特別会計において、明許繰越しされます。それによります一般会計からの繰出金としまして360万円、これも繰り越すということでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読致します。

1ページをお願い致します。

議案第9号、平成19年度安町一般会計補正予算（第8号）

平成19年度安町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ926万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億1,255万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

平成20年3月11日提出

生駒郡安町長 島田悠紀夫

次のページ、2ページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

まず歳入。

款8. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金

補正前の額 320万5千円、補正額 48万1千円、計 368万6千円。

項2. 特別交付金

補正前の額 708万1千円、補正額 △339万7千円、計 368万4千円。

款9. 地方交付税、項1. 地方交付税

補正前の額 11億3,400万円、補正額 2,965万9千円、計 11億6,365万9千円。

款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金

補正前の額 600万5千円、補正額 205万8千円、計 806万3千円。

款17. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額 2億4,155万3千円、補正額 △5,115万円、計 1億9,040万3千円。

款 18. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 3,834万9千円、補正額 3,161万7千円、計 6,996万6千円。
歳入合計、補正前の額 28億329万円、補正額 926万8千円、計 28億1,255万8千円。

続きまして3ページの歳出。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2億2,990万1千円、補正額 227万9千円、計 2億6,218万円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4億1,603万円、補正額 586万9千円、計 4億2,189万9千円。

項 3. 人権対策費

補正前の額 5,116万円、補正額 112万円、計 5,228万円。

歳出合計、補正前の額 28億329万円、補正額 926万8千円、計 28億1,255万8千円。

次の4ページお願い致します。

第二表 繰越明許費

款 8. 土木費、項 3. 都市計画費

事業名、下水道事業特別会計繰出金

金額 360万円、合計 360万円、同額でございます。

以上でございます。

事項別明細等は、先ほど御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第12 議案第10号：「平成19年度安町国民健康保険特別会計補正予算について（補正第2号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 平成19年度安町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について御説明させていただきます。

お手元の資料の7ページの歳出の部、御覧ください。

一点目は、総務管理費で、負担金の方でございます。11年度から国保連合会と契約して、現行の国保データベース情報システムが、医療改革制度により協議結果、改修が困難となりまして、新システムへの切り替えということで、それに伴う現行35市町村への経費案分が増加されました。それに伴う国保連合会への市町村の負担金増でございます。それが109万円の増額補正をお願いするものでございます。

それから二点目につきましては、その下の徴税费、賦課徴収の委託費、増でございます。これも昨年12月28日、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおきまして、政府与党の合意に基づきまして、後期高齢者医療制度の円滑導入という事業がございまして、その激変緩和措置、負担凍結分の補正予算が閣議決定されましたことにより、市町村国保におきましても、既存のデータ電算システムの改修。被扶養者だった被保険者の国保税の緩和措置。70歳から74歳の者の2割負担を1割に据え置きするシステムの改修が必要となりましたので、その経費352万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、上の6ページの歳入の部でございます。

只今言いました増額補正の財源で、国から特別調整交付金109万円、これは満額、データシステム改修に国庫補助をいただきます。

それから2番目の後期高齢者医療制度の創設に関する準備基金として、その制度改革に基づく16万8千円の国庫補助、これもいただきます。それと、下の繰

入金、他会計からの繰入金ということで、国民健康保険財政調整基金ということで、335万4千円の歳入を見込んで充当致します。

それでは1ページの方に御戻りください。

議案第10号を朗読させていただきます。

平成19年度安町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成19年度安町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入支出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,591万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表 歳入歳出予算補正による。

平成20年3月11日提出

生駒郡安町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金

補正前の額。上の段でございます。2億5,053万1千円、補正額125万8千円、計2億5,178万9千円。

款8. 繰入金、項2. 基金繰入金

補正前の額6,576万8千円、補正額335万4千円、計6,912万2千円。

歳入合計と致しまして、補正前の額8億1,130万1千円、補正額461万2千円、計8億1,591万3千円。

次のページ、3ページでございます。

歳出の部でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、項2. 徴税費でございます。

上の方でトータル、総務費、補正前の額714万9千円、補正額461万2千円、計1,176万1千円。

歳出合計の欄でございます。

補正前の額8億1,130万1千円、補正額461万2千円、計8億1,591万3千円。

以上、後のページにつきましては、内容説明させていただきましたので、省略させていただきます。提案に代えさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

.....

議長（吉田宏至） 日程第13 議案第11号：「平成19年度安町老人保健特別会計補正予算について（補正第2号）」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 平成19年度安町老人保健特別会計補正予算（補正第2号）
について提案理由を説明させていただきます。

お手元の資料の7ページを御覧ください。

歳出の部でございます。

医療諸費、項1. 医療諸費、目1. 医療給付費
負担金補助及び交付金でございます。

老人保健法受給者への高度な医療技術に伴う医療費の高騰は、医療改革が推進され、今年度より後期高齢者医療制度が創設されますが、その一方残り診療月において、医療費の抑制は効かず増加の一途をたどり、当初予算額を更に超過し、年度末までに歳出予算の医療給付費で不足額 2,172万2千円が見込まれますので、その補正増額をお願いするものでございます。その歳出補正の歳入財源につき

ましては、上のページ、6 ページでございます。支払基金交付金で医療費に係る分で、要求交付金が 1,086 万 1 千円、それから国庫負担金として医療給付に対して 724 万 1 千円、県支出金と致しまして 181 万円、それから一般会計から繰入金 181 万円の制度上の補てんが見込まれますので、歳入歳出それぞれ 2,172 万 2 千円の増額補正をお願いするもので、その結果、歳入歳出総額 7 億 6,502 万円となります。それでは 1 ページの議案書を朗読させていただきます。

議案第 11 号、平成 19 年度安町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

平成 19 年度安町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,172 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,418 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 3 月 11 日提出

生駒郡安町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

2 ページ目でございます。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部から

1. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 3 億 9,485 万 1 千円、補正額 1,086 万 1 千円、計 4 億 571 万 2 千円。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 2 億 4,323 万 5 千円、補正額 724 万 1 千円、計 2 億 5,047 万 6 千円。

款 3. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 6,070 万円、補正額 181 万円、計 6,251 万円。

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 6,268 万 1 千円、補正額 181 万円、計 6,449 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 7 億 7,246 万 6 千円、補正額 2,172 万 2 千円、計 7 億 9,418 万 8 千円。

次のページ、歳出でございます。

款 2. 医療諸費、項 1. 医療諸費

補正前の額 7 億 5,907 万 2 千円、補正額 2,172 万 2 千円、計 7 億 8,079 万 4

千円。

歳出合計

補正前の額 7億7,246万6千円、補正額 2,172万2千円、計 7億9,418万8千円。

以上でございます。

あと、事項別明細については、時間の都合上、割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第14 議案第12号：「平成19年度安町下水道事業特別会計補正予算について（補正第2号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは、議案第12号、平成19年度安町下水道事業特別会計補

正予算についてを御説明させていただきます。

笠目地区の下水道計画において地下埋設物、名阪自動車道及び小河川等、横断箇所が多く、事業費の経済的な整備・手法の検討に不測の日数を要し、工事発注が遅延し、年度内完了ができなくなったため、下水道事業費 6,820 万円を翌年度への繰越しでございます。早期完了を図るため鋭意努力致しますので、よろしくお願い致します。

それでは、議案第 12 号を朗読致します。

議案第 12 号、平成 19 年度安町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 19 年度安町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、第一表 繰越明許費による。

平成 20 年 3 月 11 日提出

生駒郡安町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表 繰越明許費

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費

事業名、特定環境保全公共下水道事業、金額、6,820 万。

合計、6,820 万。

以上でございます。

よろしく審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

4 番（森田 瞳） はい。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） やむを得ず繰越しに至ったことは、分かるんですけども。この本事業の繰越しされて、早期完了を目指すということでおっしゃっていただけますけども、いつ頃の目処でこれが、事業完成するんですか。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） はい。

今、設計段階。はちはち設計できておまして、できれば年度内に工事発注。それと工事完了は、秋ごろを目指してという感じで思っておりますが、なにぶん地中のことですので、現場でどういう形か、なるか分かりませんが、早期完了を目指して頑張りたいと思っております。

以上です。

4 番（森田 瞳） 結構です。

議長（吉田宏至） 質疑を終結致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 12 号は原案どおり可決されました。

.....

議長（吉田宏至） 日程第 15 議案第 13 号：「平成 19 年度安町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算について（補正第 2 号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） それでは、議案第 13 号、平成 19 年度安町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算について説明させていただきます。

内容は歳入歳出それぞれ 1,534 万 8 千円の増額でございます。

それでは、最後のページ。議案書の 8 ページをお願い致します。

歳出の方でございますが。後期高齢者医療制度開始によります医療情報との突合等のため、また皆保険制度改正に係る電算システム改修に係る総務費用の増額 284 万 8 千円でございます。それからもう一点。要介護者の居宅介護サービス利用増に係る保険給付費、下の表でございますが、保険給付費の増額 1,250 万円、合わせて 1,534 万 8 千円の増額補正でございます。

次に歳入の方。6 ページから 7 ページにかけてお願い致します。

歳入の方は、先ほどの歳出の方の財源の補正でございます。保険給付費に係る部分につきましては、介護保険法で負担割合が定められておまして、一番上の表でございますが、第 1 号被保険者の保険料が保険給付費。先ほどの補正額の 19% の 237 万 6 千円、国庫支出金が 20% の 250 万円、それから調整交付金が 5% の 62 万 5 千円、次にその下、7 ページの支払基金交付金が 31% の 387 万 5 千円、それから県支出金と町からの介護給付費繰入金、それぞれ 12.5% の 156 万 2 千円でございます。

以上が保険給付に係る分でございますが。

次にシステム改修に係る分につきましては、6 ページの一番下の表になりますが、国庫補助金が 35 万 1 千円、それから町からの繰入金が 7 ページ一番下の方になりますが、先ほど一般会計の方の補正予算の繰出金の方で承認いただきました金額でございますが、249 万 7 千円で、合計 1,534 万 8 千円の歳入増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

1 ページお願い致します。

議案第 13 号、平成 19 年度安町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）保険事業勘定

平成 19 年度安町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,534 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,333 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正による。

平成 20 年 3 月 11 日提出

生駒郡安町長 島田悠紀夫

2 ページお願い致します。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 1. 保険料、項 1. 介護保険料

補正前の額 8,049 万 5 千円、補正額 237 万 6 千円、計 8,287 万 1 千円。

款 4. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額が 7,245 万 7 千円、補正額が 250 万円、計 7,495 万 7 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 2,343 万 4 千円、補正額 97 万 6 千円、計 2,441 万円。

款 5. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 1 億 2,777 万 1 千円、補正額 387 万 5 千円、計 1 億 3,164 万 6 千円。

款 6. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 5,883 万 5 千円、補正額 156 万 2 千円、計 6,039 万 7 千円。

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額が 6,373 万 2 千円、補正額 405 万 9 千円、計 6,779 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 4 億 3,798 万 5 千円、補正額 1,534 万 8 千円、計 4 億 5,333 万 3 千円。

次に、3 ページ。歳出の方します。

歳出

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 58 万 4 千円、補正額 284 万 8 千円、計 348 万 2 千円。

款 2. 保険給付費、項 1. 介護サービス等諸費

補正前の額 3 億 4,826 万 6 千円、補正額 1,250 万円、計 3 億 6,076 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 4 億 3,798 万 5 千円、補正額 1,534 万 8 千円、計 4 億 5,333 万 3 千円。

4 ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上、よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） 次の

日程第16 議案第14号：平成20年度安町一般会計予算について
日程第17 議案第15号：平成20年度安町国民健康保険特別会計予算について
て
日程第18 議案第16号：平成20年度安町老人保健特別会計予算について
日程第19 議案第17号：平成20年度安町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について
日程第20 議案第18号：平成20年度安町下水道事業特別会計予算について
日程第21 議案第19号：平成20年度安町介護保険特別会計（保険事業勘定）
予算について
日程第22 議案第20号：平成20年度安町介護保険特別会計（介護サービス
事業勘定） 予算について
日程第23 議案第21号：平成20年度安町後期高齢者医療特別会計予算につ
いて
日程第24 議案第22号：平成20年度安堵町水道事業会計予算について

議長（吉田宏至） 以上の、一般会計予算・特別会計予算及び水道事業会計予算の9議案を一括議題と致したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認め、一括議題と致します。
只今議題と致しました9議案について、提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは、平成 20 年度安町一般会計予算について及び特別会計予算について御説明致します。

国においては、財政健全化に向けた歳入歳出一体改革等により、歳出の徹底した見直しによる予算編成がされているところでございます。これによりまして地方財政は益々厳しい状況となり、町においてもこの厳しい状況での予算編成となりました。

まず議案第 14 号。予算書の 1 ページをお願い致します。

一般会計であります。歳入についてでございます。町税においては、前年度とほぼ同額であり、地方交付税においては、増額となっているものの国、県補助金について減収されており、全体の歳入においては、減収見込みでございます。

歳出につきましては、経常経費において極力抑制に努めながらも、住民サービスの低下にならないよう精査し、臨時的経費につきましては、優先順位を考え、年次計画をもつての予算編成を行ったところでございます。

一般会計予算の総額は、27 億 4,100 万円で、前年度対比 0.1%の減でございます。

それでは議案書の冒頭のみ朗読させていただきます。

1 ページをお願い致します。

議案第 14 号、平成 20 年度安町一般会計予算

平成 20 年度安町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27 億 4,100 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

債務負担行為

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期限及び限度額は、第二表債務負担行為による。

地方債

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第三表地方債による。

一時借入金

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 億円と定める。

歳出予算の流用

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月11日提出

続きまして、特別会計に移ります。

まず、議案第15号。81ページをお願い致します。

国民健康保険特別会計予算の総額は7億9,200万円で、保険給付費等の増額により、前年度対比0.3%の増でございます。

これも朗読致します。

議案第15号、平成20年度安町国民健康保険特別会計予算

平成20年度安町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

平成20年3月11日提出

続きまして、議案第16号。103ページをお願い致します。

安町老人保健特別会計予算でございます。

総額8,500万円で、これは、後期高齢者医療制度への移行による減で、前年度対比と致しまして、88.8%の減となっております。それでは朗読致します。

議案第16号、平成20年度安町老人保健特別会計予算

平成20年度安町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

平成20年3月11日提出

続きまして、議案第 17 号。113 ページをお願い致します。

安町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は 393 万円で、前年度と同額でございます。

議案第 17 号、平成 20 年度安町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 20 年度安町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 393 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200 万円と定める。

平成 20 年 3 月 11 日提出

続きまして、議案第 18 号。121 ページをお願い致します。

下水道事業特別会計予算の総額でございます。

4 億 3,800 万円で、これは、事業量の増で前年度対比としまして 3%の増となっております。

それでは朗読します。

議案第 18 号、平成 20 年度安町下水道事業特別会計予算

平成 20 年度安町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3,800 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

地方債

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第二表 地方債による。

一時借入金

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 万円と定める。

歳出予算の流用

第 4 条 地方自治法 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金

額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 一 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 20 年 3 月 11 日提出

続きまして、議案第 19 号、137 ページをお願い致します。

介護保険特別会計予算、保険事業勘定分でございます。

これに係ります総額は、4 億 4,200 万円で保険給付費の増で、これも前年度対比 3.6%の増でございます。

議案第 19 号、平成 20 年度安町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成 20 年度安町介護保険特別会計保険事業勘定の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 4,200 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 万円と定める。

歳出予算の流用

第 3 号…。失礼しました。ミスプリでございます。御修正お願い致します。

地方自治法 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 一 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- 二 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成 20 年 3 月 11 日提出

続きまして、議案第 20 号、163 ページをお願い致します。

介護保険特別会計予算（介護サービス事業分）でございます。

これに係ります総額は、956 万円で、事業の減で前年度対比 11.5%の減でございます。

議案第 20 号、平成 20 年度安町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

平成 20 年度安町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 956 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100 万円と定める。

平成 20 年 3 月 11 日提出

続きまして、議案第 21 号。177 ページをお願い致します。

本年度から創設されました後期高齢者医療特別会計予算の総額は、7,400 万円
で、これは老人保健に替わり、本年度から創設されたものでございます。

それでは朗読します。

議案第 21 号、平成 20 年度安町後期高齢者医療特別会計予算

平成 20 年度安町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,400 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表歳入歳出予算による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 万円と定める。

平成 20 年 3 月 11 日提出

次に、議案第 22 号。水道事業会計予算。

支出ベースにおきまして、総額 2 億 5,717 万円で、これは事業量の減で、前年度対比 5.1%の減でございます。

それでは別冊の水道事業会計の議案書をお願い致します。

議案第 22 号、平成 20 年度安町水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 20 年度安町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 3 月 11 日提出

以上でございます。

水道事業会計を除く一般会計・特別会計を合わせた予算額は、45億8,549万で、11.2%でございます。

以上、平成20年度の一般会計予算、また特別会計予算及び水道事業会計予算の概略説明でございます。

よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより議案第14号から第22号までの9議案について、総括質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 総括質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

内容が多岐にわたるため、議案第14号は、委員5名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって議案第14号は、委員5名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

議長（吉田宏至） 次にお諮りします。

議案第15号から第21号までの特別会計予算及び議案第22号：水道事業会計予算の合わせて8議案を、委員5名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって議案第15号から第22号までの8議案は、委員5名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

只今設置されました特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認め、御指名いたします。

一般会計予算審査特別委員会

7番 松本正弘 議員 8番 溝脇久利 議員

9番 田中幹男 議員 10番 岸田充隆 議員

12番 溝本 隆 議員

以上、5人。

特別会計予算審査特別委員会

2番 山岡 敏 議員 3番 岡田裕明 議員

4番 森田 瞳 議員 5番 吉田忠世 議員

6番 松田和代 議員

以上、5人の方々です。

よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 只今12時01分です。

一端休憩に入りたいと思いますので、12時15分まで休憩いたします。

12時、正午をまわりましたので、大変申し訳ございませんが、このまま引き続き進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

12時15分まで休憩いたします。

(休憩)

午前 12 時 01 分

午前 12 時 15 分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き、再開します。

正副委員長の互選結果はお手元に配付させていただいておりますが、申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会

委員長 岸田充隆 議員、同じく副委員長 溝脇久利 議員。

特別会計予算審査特別委員会

委員長 岡田裕明 議員、同じく副委員長 松田和代 議員。

以上、よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） 日程第 25 報告第 1 号：「平成 20 年度安町土地開発公社予算の報告について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは、報告第 1 号、平成 20 年度安町土地開発公社の事業計画及び予算について御説明させていただきます。

まず、予算書 1 ページを御覧ください。

公有地の売却事業でございますが、平成 20 年度は公社保有地の買戻しは、東安堵小集落事業用地 3,224 万 6 千円を予定しております。

続きまして、2 ページを御覧ください。

公有地の取得事業でございますが、20 年度はございません。

次に 3 ページを御覧ください。

平成 20 年度土地開発公社の収支予算でございます。この中で、第 2 条にあります収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が 3,235 万 9 千円。これは公社設立基金 500 万円の受取利息 1 万 3 千円と、公有地取得事業収益 3,234 万 6 千円でございます。収益的収支が 3,234 万 6 千円。これは公有地取得事業原価でございます。

続きまして、第 3 条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が 176 万 4 千円。これは平成 20 年度借入金予定額です。資本的支出が 3,411 万円。これは、公有地取得事業費 176 万 4 千円と借入金、償還金の 3,234 万 6 千円でございます。

第 2 条、第 3 条、事項別明細書につきましては、それぞれ 5 ページから 10 ページに記載されております。なお、予定損益計算書と予定貸借対照の説明につきましては、重複する部分もありますので、省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、平成 20 年度土地開発公社予算書の報告についての説明でございます。

それでは、報告第 1 号を朗読させていただきます。

報告第 1 号、平成 20 年度安町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 20 年度安町土地開発公社の予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 3 月 11 日提出

安町長 島田悠紀夫

以上報告でございます。

よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） 討論を省略し、これより本案に対し、採決致します。

本案を承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号は承認されました。

議長（吉田宏至） 日程第26 発議第1号：「奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書」を議題と致します。
本案について趣旨説明を求めます。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 4番、森田議員。

（森田議員登壇）

4番（森田 瞳） 意見書の御説明を致します。

すでに全国的に少子高齢化社会に伴い、また全国的なる産婦人科医師の欠員、それに伴います病院の閉鎖と、相次でおる昨今でございます。

当、この安町地域等におきましても、地元の県立三室病院の医師が、本年3月末でもっていなくなるというような事態が発生致しております。

本日、今日のですね。幸い、新聞紙上でどうにか一年間だけ延長された。高齢の医師が何とか留まっていたいて、一年間だけ。のみですね、三室病院に勤務いただけるということが新聞報道で載せられた。今日でございます。

当三室病院におきましても、年間約200件の分娩を取り扱っておられることとございます。どうしてもこの3月末でもって産婦人科を閉鎖というようなことになってはいけないということが、私たちの今日、この意見書の主な理由でございます。

皆さん方にお手元に配付させていただきました。

発議第1号、奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出致します。

平成20年3月11日提出

安町議会議員 溝脇久利、森田瞳。

めくっていただきまして、意見書を朗読させていただきます。

奈良県内では、昨年、一昨年と続けて起こった妊産婦に関わる痛ましい出来事をきっかけに、県下の産科医療体制の脆弱さが浮き彫りとなり、緊急的対応が急務となっている。また厚生労働省が公表した全国の医師数統計によると、人口10万人当たりの産科・婦人科・小児科の医師数が奈良県では、31人で、全国平均の38人を遥かに下回っており、都道府県によっては倍以上の開きがあるなど、医師数の深刻な地域格差が明らかになった。

そのような状況下に関わらず、これまで王寺周辺広域7ヶ町（平群町・三郷町・

斑鳩町・安町・上牧町・王寺町・河合町)の住民を支えてきた奈良県立三室病院では、平成17年4月に産婦人科の常勤医師が3名から2名に減員。今回更に1名の医師の退職に伴い、分娩の制限が危惧されている。これは近隣地域住民にとって、極めて深刻であり生命に関わる重大な問題でもある。

よって、県当局におかれては、県民の生命、健康最重点事項として取り組み、安心して子どもを産むことができる体制整備に努め、緊急に奈良県立三室病院の産婦人科医師を確保し、安定した産科医療体制が充実するように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年3月11日

安町議会

奈良県知事 荒井正吾様。

以上、意見書でございます。

なにぶん、議員諸氏の御賛同をお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数で、満場一致でございます。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（吉田宏至） 一般会計予算審査特別委員会は、12日（水）でございます。

特別会計予算審査特別委員会は、13日（木）でございます。

いずれも午前10時からです。

議会運営委員会は、18日（火）でございます。

午前10時からですので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、14日（金）の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、21日（金）午前10時からですので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

正午から27分超過致しました。大変申し訳ございません。

長時間ほんとにありがとうございました。

散 会

午後0時27分
